

平成26年2月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成25年(ネ)第1867号 結婚式場解約金条項使用差止等請求控訴事件
(原審 京都地方裁判所平成23年(ワ)第3426号)
口頭弁論終結日 平成25年10月3日

判 決

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

控 訴 人 特定非営利活動法人京都
消費者契約ネットワーク

同 代 表 者 理 事 高 審 英 弘

同 訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三

同 同 増 田 朋 記

同 同 志 部 淳 之 介

同 同 川 村 暢 生

同 同 向 井 裕 美

同 同 藤 井 哲 也

同 同 大 高 友 一

東京都渋谷区東3丁目11番10号

被 控 訴 人 株式会社ベストプライダル

同 代 表 者 代表取締役 塚 田 正 之

同 訴訟代理人弁護士 森 倫 洋 健

同 同 鯉 渕 健 介

同 同 三 本 俊 介

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、原判決添付別紙1記載の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 3 被控訴人は、原判決添付別紙1記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。
- 4 被控訴人は、その従業員らに対し、原判決添付別紙2の内容を記載した書面を配布せよ。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である控訴人が、結婚式場等の企画、運営等を業とする株式会社である被控訴人に対し、被控訴人が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用するおそれのあるキャンセル料条項（消費者が解約をする際に被控訴人に対し一定の金員を支払う義務があることを定める条項）は、法9条1号所定の平均的な損害を超える違約金を定めるものであり、無効であると主張して、法12条3項に基づき、被控訴人が消費者との間で上記契約を締結する際、上記キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項を使用した契約書の廃棄等を請求した事案である。

原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したので、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 爭いのない事実、争点及びこれに関する当事者の主張

争いのない事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次の3のとおり原判決の補正をし、後記4のとおり「当審における当事者の主張」を付加するほ

かは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の補正

- (1) 原判決6頁6行目の「平均実施金額」を「平均実施金額（実際に挙式披露宴が実施された場合に被控訴人が得られる金額の平均額）」と改める。
- (2) 同6頁24行目の「固定経費」を「固定費」と改める。
- (3) 同7頁1行目の「変動経費」を「売上原価」と改める。
- (4) 同8頁16行目末尾を改行し、次のとおり付加する。

「e 別表2の『会場使用料、料理及び飲み物費用、ケーキ代部分の売上』欄記載の [REDACTED] は、以下の計算式により算出した。

$$[REDACTED] \text{ (料理・飲物, ケーキ代金)} \times 100 \text{人} + [REDACTED]$$
$$[REDACTED] \text{ (会場使用料)} = [REDACTED]$$

- (5) 同9頁17行目の「粗利」の後に「（売上高から売上原価を差し引いた利益。「売上総利益」とも呼ぶ。なお、売上原価とは、ある売上高を上げるために要する仕入れ原価又は製造原価のことであり、固定費用の一部及び変動費用が含まれる。）」を付加する。
- (6) 同9頁17～18行目の「[REDACTED] であり」の後に、「（なお、上記粗利は、損益計算書上の『国内会場運営費』が売上には直接対応しない固定費用であるとして、これを売上原価には含めていないため、本来の意味における粗利とは異なる。）」を付加する。
- (7) 同9頁20行目の「変動費用」の後に、「（生産費用のうち生産数量の変化とともに増減する費用。原材料や労賃などが相当する。変動費ともいう。）」を付加する。
- (8) 同9頁25行目の「固定費用」の後に、「（生産費用のうち、地代・利息・減価償却費などのように、生産数量の変化に関係なく一定額を要する費用。固定費ともいう。）」を付加する。

(9) 同10頁22行目末尾に、「なお、別表4の『平均的な損害』欄の『再販売による損益相殺（逸失利益の回復）(c)』の右横欄は、『平均的な損害（a+b-c）』という記載である。」を付加する。

(10) 同11頁25～26行目の「挙式披露宴予定日10日前までの料理・飲物のキャンセル料は」の後に「（本件キャンセル料条項④ないし⑦）」を付加する。

4 当審における当事者の主張

(1) 控訴人

ア 挙式披露宴実施契約は、申込段階ではサービス内容がほとんど白紙の状態であり、挙式予定日が近付くに従って徐々に提供されるサービス内容及び対価が確定していくという特質を有する。

かかる特質に鑑みれば、申込みが行われたのみで、具体的な打合せが行われておらず、実際に提供されるサービスの内容も対価も確定していないような時期における解約の場合には、客観的にみて事業者が利益を期待し得るような具体的な状況はない。また、そのような時期におけるキャンセルの場合には、再販売によって代替的な利益を確保することを十分に期待することができ、この点からも逸失利益を損害として認定し得るに足りる蓋然性は認められない。

そして、一般的に、挙式披露宴のアイテム（料理・飲物、ケーキ、会場装飾、写真・ビデオ、引き出物）や演出が決まり、サービスの内容や対価が具体的に確定し始めるのは、挙式披露宴施行予定日の3か月前以降であるから、施行予定日の9月以前は実際に提供されるサービスの内容も対価も確定していない時期に当たる。また、施行予定日の9月以前は再販売による代替利益の確保が十分に期待できる時期である（被控訴人が主張する再販率によっても [REDACTED] であり、控訴人の主張によれば [REDACTED] に達する。）。

したがって、解約時期が挙式披露宴施行予定日の9月1日以前である場合には（本件キャンセル料条項①ないし⑤），逸失利益を損害として認定し得るに足りる蓋然性は存在せず、「平均的な損害」として認定できる逸失利益は存在しない。

イ 民法416条の「通常生ずべき損害」とは、社会一般の観念に従って通常発生すると考えられる範囲の損害を指すものと解されるから、本件のような挙式披露宴実施契約の解約に伴う「通常生ずべき損害」として認められるのは、当初の契約金額か、せいぜい解約時点において対価らしきものとして示されている見積額相当の逸失利益にとどまるというべきである。

消費者からの相談データ（甲17の2）によれば、結婚式場・披露宴契約における平均的な契約金額は198万円とされており、これを被控訴人が主張するような平均実施金額（[]）まで高額化することは社会通念上相当とはいえず、また、消費者がそのような高額化を見し得べきものとはいえない。

したがって、逸失利益の具体的算定の基礎となるのは、平均的契約金額か、又は平均的見積額である。

ウ 挙式披露宴実施予定日の4日前以降という直前期に解約がされた場合であっても（本件キャンセル料条項⑨、⑩），経験則に照らして判断すれば、挙式・披露宴がキャンセルされたからといって、発注済みの食材・飲物等全て廃棄したり、労務提供を受けることなく既にシフトを入れたアルバイトに賃金を支払ったりするなどということはおよそ考え難い。

したがって、上記のような費用は、被控訴人が支出を免れる費用に含まれるものと考えるべきであり、これを前提に利益率を算定すべきである。

エ 以上を前提に、本件各キャンセル料条項の不当性を明らかにするために、以下のとおり具体的な算定を行う。

（ア）キャンセル料

まず、本件各キャンセル料条項に基づき算定されるキャンセル料の平均的金額を算出すると、別表7のとおりとなる。

具体的な算定の基礎となる金額については、平均的な契約金額か解約時の平均的な見積額によるべきであると解されるが、平均的見積額については被控訴人が適切な資料の開示を行わなかったため、国民生活センターの報道資料（甲17の1）により認められる契約金額の平均額約197万円を用いることとし、乙第12号証（平均実施金額の全平均に占める各項目の割合）の割合に応じて、会場使用料、料理・飲物、ウェディングケーキ代及びサービス料の平均額を算定した。

会場使用料 197万円×

料理・飲物 197万円×

ウェディングケーキ代 197万円×

サービス料 197万円×

なお、申込金、基本料金及び挙式披露宴の平均参加人数については、原判決の認定と同様とした。

(イ) 平均的な損害

「平均的な損害」を具体的に算出すると別表8の1のとおりとなる。

控訴人は、「販売価格」及び「その他発注品における解約料」に相当する部分が全て「平均的な損害」に含まれると考えるものではないが、これらについては具体的な資料の開示がないため、具体的な検討に当たっては、ひとまず上記科目を除外して算定を行うこととする。そして、「平均的な損害」から「販売価格」及び「その他発注品における解約料」を除くと、残存すると考えられる損害は、会場使用料や料理・飲物費用、ケーキ代の利益部分（逸失利益）となる。

上記(ア)の平均契約金額197万円及び乙第12号証の割合から、会場使用料、料理・飲物費用及びケーキ代部分を算定すると、以下のとおり

となる。

$$197\text{万円} \times (\quad)$$

$$= \quad$$

非再販売率については、同事業所・同一日の契約であれば、同会場・同時刻でなくとも再販売されたものと考え、甲第16号証記載の「同日・同事業所再販数」により算定された数値を用いた。

利益率については、事業者である被控訴人が詳細につき資料をもって明らかにしない点は消費者に有利に解することとし、
を用いることにした（この数値が別表8の1である。）。念のため、日本ブライダル事業振興協会の報告書（甲6、27～28頁）で平均的な利益率として挙げられている48%によっても算定した（この数値が別表8の2である。）。

(ウ) 比較結果

上記(ア)の本件各キャンセル料条項に基づき算定されるキャンセル料の平均的な金額と、本件における「平均的な損害」とを比較したのが別表9の1である。なお、仮に利益率を48%として算定したのが別表9の2である。

上記のとおり、本件各キャンセル料条項は、いずれも「平均的な損害」の額を超える部分を含む違約金を定めるものであって、法9条1号に基づき無効とされる部分を含むものであるから、上記各条項につき、それぞれ条項全体の使用の差止めが認められるべきである。

(2) 被控訴人

ア 法9条1号は、当該事業者に生じる損害の平均をもって、損害賠償の予定額等の上限を画しているのみであり、事業者に生じる損害の範囲自体は、飽くまで民法416条によって定まる。そして、民法416条の解釈上、損害の範囲に逸失利益が含まれるのは疑いをいれる余地がないところ、損

害の範囲を法律で特に規定するのであれば、特定商取引に関する法律10条1項4号のような規定が必要となるが、法にはそのような規定はない。

そして、本件約款についていえば、挙式披露宴実施契約が成立した後にキャンセルが発生すれば、逸失利益を含む損害が被控訴人に発生することは自明のことであり、キャンセルされた結婚式の枠が埋まる可能性があるからそもそも逸失利益が発生しないといった控訴人の主張は理由がない。

また、キャンセル後に同じ枠について別の顧客との間で契約が成立する可能性は、損害の填補（損益相殺）として考慮すべきである。

挙式披露宴施行予定日の91日以前のキャンセルであっても、当該キャンセルの時点で、被控訴人に損害が生じるのは自明のことであって、その後再販売によって損害が填補される部分があるとしても、損害が生じることに変わりはない。

イ 「平均的な損害」は現実に想定される逸失利益や積極損害を基に算定すべきであり、単なる見積書の記載で判定されるべきものではない。控訴人の主張によれば、挙式披露宴業者が見積額を高めに設定して徐々に値引していく方針を探った場合、見積額により算定した「平均的な損害」は、実際の「平均的な損害」よりも大きくなってしまい、逆に、見積額が過小な場合は、それを基にした「平均的な損害」は、実際の「平均的な損害」よりも小さくなる。見積書の出し方や運用方針によって事業者の「平均的な損害」が異なることになる控訴人の上記主張は誤りであって、民法における損害の範囲に含まれる逸失利益は、契約が履行されたのと同様の利益を指すから、挙式披露宴の実際の実施金額の平均額である平均実施金額を基に算定されなければならない。

ウ 被控訴人は、食材・飲物について、挙式披露宴の4日前までにその週の分をまとめて発注するため、発注した週においては転用がほぼ不可能であり、翌週まで保存できるものも限られている。さらに、1週間前に発注す

る配膳業者やシフトを入れるアルバイトについても、遅くとも挙式披露宴施行予定日の4日前以降は、その週の分については全て手配済みであって、転用はほぼ不可能である。

したがって、挙式披露宴施行予定日の4日前以降においては、被控訴人が支出を免れる経費は存在せず、これを利益率に反映させる必要はない。

工 被控訴人の主張するキャンセル料の額及び「平均的な損害」の算定結果は、別表10のとおりとなる。

なお、別表10の「キャンセル料」欄記載の「平均実施金額」は、原判決添付別表4（乙11）の「平均実施金額」に、当該キャンセル時期に対応する各予約時期の割合を乗じた各金額の合計額とする旨改定したものである（乙21の1～3参照）。

上記のとおり、本件各キャンセル料条項は、いずれも「平均的な損害」の額を超えるとは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断するが、その理由は、次の2のとおり原判決の補正をし、後記3のとおり「当審における当事者の主張に対する判断」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 爭点に対する判断」の1及び2のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

- (1) 原判決17頁19行目の「売上利益率」を「売上総利益率」と改める。
- (2) 同17頁23行目、18頁2行目、12行目、16行目、23～24行目、19頁2行目、10行目の各「変動経費」をいずれも「変動費」と改める。
- (3) 同18頁9行目の「解約がされば場合」を「解約がされた場合」と改める。
- (4) 同19頁1行目、4～5行目の各「固定経費」をいずれも「固定費」と改める。

- (5) 同20頁12行目の「『逸失利益算定一覧表』」を「『逸失利益一覧表』」と改める。
- (6) 同21頁15行目の「平均的実施金額」を「平均実施金額」と改める。
- (7) 同24頁6行目の「()」を「()」と改める。
- (8) 同27頁18行目の「窺わせる証拠はないことからすれば、」の後に、「同時点において、販売価格その他発注品におけるキャンセル料の平均額が、」を付加する。
- (9) 同27頁22行目の「したがって、」から同頁24行目の「認められない。」までを削除する。

3 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人は、挙式披露宴実施契約の特質や再販売によって代替的な利益を確保できることから、解約時期が挙式披露宴施行予定日の91日以前である場合には（本件キャンセル料条項①ないし⑤）、「平均的な損害」として認定できる逸失利益は存在しないと主張する。

しかし、挙式披露宴実施契約は、事業者が、特定の日時及び場所における挙式披露宴を実施することを目的とする契約であり、事業者がそのような契約を消費者との間で締結すると、他の消費者との間で当該日時・場所における契約を締結する機会を失うのであるから、事業者は当該契約が履行された場合に得られたであろう利益を失うという損害（逸失利益）を被ったとみるのが相当である。たとえ解約時期の段階では、具体的な打合せが行われておらず、実際に提供されるサービスの内容や対価が確定していなかったとしても、追加のオプション等は別として、挙式披露宴実施契約において提供されるサービスの内容はほぼ決まっているのが通常であり、被控訴人は、消費者との間で締結した挙式披露宴実施契約が履行されることについて合理的な期待を有しているものというべきであるから、当該顧客が挙式披露宴をキャン

セルすることによって、その期待は害されるものといえる。また、確かにキャンセルの後でも、当該日時及び場所における挙式披露宴を他の顧客に販売できる可能性があることは事実であるが、そのことは、当該再販売によって被控訴人が取得する利益を、キャンセルによって生じた損害（逸失利益）から控除することによって斟酌できるのであり、このような損害の填補という判断枠組みを超えて、当該損害（逸失利益）自体が生じていないと考えるのは、正鵠を得ない。

したがって、解約時期が挙式披露宴施行予定日の9月1日以前である場合であっても、逸失利益は、「平均的な損害」に含まれるというべきである。

(2) また、控訴人は、消費者からの相談データ（甲17の2）によれば、結婚式場・披露宴契約における平均的な契約金額は198万円とされており、これを被控訴人が主張するような平均実施金額（[]）まで高額化することは、社会通念上相当とはいえず、また、消費者がそのような高額化を見し得べきものとはいえないから、逸失利益の具体的算定の基礎となるのは、平均的契約金額か平均的見積額であると主張する。

しかし、法9条1号における「平均的な損害」は、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算定根拠に基づいて算定された平均値であり、当該業種における業界の水準ではないから、上記消費者からの相談データ（甲17の2）における結婚式場披露宴契約における平均的な契約金額をもって、「平均的な損害」を算定する基礎とすることはできない。

また、一般的に、見積額は、発注品の増加等に起因して、挙式披露宴実施の時期が近づくにつれて増加する傾向を有し、被控訴人は、解約がされずに挙式披露宴が実施されていれば、見積額よりも大きい金額となる挙式披露宴実施代金を取得し得る蓋然性が存すると認められるから、解約に伴う逸失利益の算定に当たっては、解約時点における平均的見積額ではなく、実際に挙

式披露宴が実施された場合に被控訴人が得られる金額の平均額である平均実施金額を基礎とするのが相当である。

(3) さらに、控訴人は、挙式披露宴実施予定日の4日前以降という直前期に解約がされた場合であっても（本件キャンセル料条項⑨、⑩）、被控訴人が発注済みの食材・飲物等全て廃棄したり、労務提供を受けることなく既にシフトを入れたアルバイトに賃金を支払ったりするなどということはおよそ考え難いから、上記のような費用は、被控訴人が支出を免れる費用に含まれると主張する。

しかし、挙式披露宴実施予定日の4日前以降という直前期に解約がされた場合に、既に発注済みの食材等や手配済みの入件費について、被控訴人が契約に基づき代金の支払を余儀なくされることは容易に想定され、そのような直前期の解約において、被控訴人が発注済みの食材費等の支払を免れることができると認めるに足りる証拠はない。また、被控訴人の実施する挙式披露宴の平均参加人数（[]）に照らせば、提供する飲食物に係る食材量や動員される人員の数は相当な量に上ることが推測され、上記食材及び人員を、解約後に他の用途に代替、転用することができる割合は多くないと考えられるし、その具体的な代替、転用方法等も証拠上明らかではない。

したがって、挙式披露宴実施予定日の4日前以降に解約がされた場合でも、被控訴人が発注又は手配済みの食材費及び入件費の支払を免れるとはいえず、被控訴人が支出を免れる費用があるとは認められない。

(4) なお、控訴人は、別表9の1及び9の2において、本件各キャンセル料条項に基づき算定されるキャンセル料の平均的な金額と本件における「平均的な損害」とを比較している。

しかしながら、本件各キャンセル料条項に係る各解約時期において本件契約が解約された場合に、被控訴人に生じる「平均的な損害」の額は、原判決添付別表5（逸失利益一覧表）の「合計」欄記載の各金額であると認められ、

また、本件各キャンセル料条項に係る各解約時期におけるキャンセル料の額は、原判決添付別表6（キャンセル料一覧表）の「キャンセル料金」欄記載の各金額となることが認められる。

そして、引用に係る原判決説示のとおり、本件キャンセル料条項①ないし⑨については、原判決添付別表6記載の各キャンセル料金記載の各金額が、原判決添付別表5記載の「平均的な損害」を超えるとは認められない。また、本件キャンセル料条項⑩については、結婚式等実施予定日の当日におけるキャンセル料（最終見積額）が、同時期における解約に伴い被控訴人に生じる「平均的な損害」を超えるとは認められない。

したがって、本件各キャンセル料条項は、いずれも「平均的な損害」を超えるキャンセル料を定める条項ということはできない。

4 結論

以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 河邊義典

裁判官 大澤晃

裁判官 上野弦